

## 苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第2回）会議録

開催日時 平成24年11月14日（水）午後6時30分～午後8時45分  
開催場所 苫小牧市役所9階会議室  
出席委員 東会長、福井副会長、高野委員、江川委員、岡委員、長岡委員  
欠席委員 伊部委員、佐々木委員  
事務局 市民自治推進課長（松岡）、市民自治推進課主査（中村）、  
市民自治推進課（今村）  
報道機関 苫小牧民報社記者  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（松岡市民自治推進課長） それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、第2回苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会を開催させていただきます。今日は、残念ながら伊部委員と佐々木委員が欠席ということで御連絡をいただいております。6人で開催となります。それでは、東会長、よろしくお祈いします。

### 2 会議

●東会長 どうもこんばんは。2回目ということで、事前に本日の資料につきましては、皆さんある程度お目通しいただいたかと思ひます。最初に、本日の議題につきまして、第6から順に検討を進めたいと思ひます。

まず、第6につきまして、事務局の方から簡単に御説明をお願いします。よろしくお祈いします。

#### (1) 住民投票制度に係る個別論点の検討について

##### 【第6 対象となる市民】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第6 対象となる市民」につきまして、御説明いたします。

住民投票を具体的に実施する場合におきまして、権利を行使することができる者の対象を確定する必要がありますが、苫小牧市自治基本条例第6条では、市政の重要な課題に関する「市民の意思」を直接確認するため、住民投票を行うことができるとしているところでございます。

住民投票を実施するための対象の範囲といたしましては、苫小牧市自治基本条例において「市民の意思を直接確認する」との規定から、市民を対象として実施されるものであります。市民の全てを対象として住民投票を実施することは、難しいものと考えられます。

この項目におきましては、苫小牧市自治基本条例上の「市民」と地方自治法上の「住民」との違いを確認するとともに、市民のうち住民投票の投票資格者及び請求権者の対象となる者の範囲につきましてどのように設定するのかについて、検討を行うものでございます。

「1 苫小牧市自治基本条例上の「市民」と地方自治法上の「住民」との違い」につき

ましては、イメージ図を掲載しておりますので御覧願います。

苫小牧市自治基本条例上の「市民」とは、第2条第1号におきまして「市内に住所を有する者」、「市内で働き、又は学ぶ者」及び「市内で活動する法人その他の団体」とされております。

法令用語におきまして「者（しゃ）」という表現をした場合、これについては「自然人」及び「法人」のいずれについても含まれるものになります。また、自然人の場合については年齢要件や国籍要件につきまして当然に問われませんので、「者（しゃ）」と表現した場合は未成年者や外国人についても含まれることになります。

次に、「住所を有する」とはどのようなことであるのかについてですが、これにつきましては、自然人については「生活の本拠」をその者の住所とし、また、法人につきましては「主たる事務所の所在地又は本店の所在地」をもって住所となるものでございます。

そのため、苫小牧市自治基本条例第2条第1号中の「市内に住所を有する者」とは、イメージ図のA、Bの部分となり、この部分については、結果として、地方自治法第10条で規定している「住民」、つまり、「市町村の区域内に住所を有する者」が当該市町村の「住民」となるものでございます。

さらに、苫小牧市自治基本条例第2条第1号では、Cの部分である「市内で働き、又は学ぶ者」とDの部分である「市内で活動する法人その他の団体」についても、市民としております。このC、Dの部分が、苫小牧市自治基本条例上の「市民」と地方自治法上の「住民」との違いになるものでございます。

Aの部分につきましては、一般的には、住民基本台帳に記録されているものと考えられます。しかし、Aの部分につきましては、住民基本台帳には記録されていないものの、生活の本拠がある者についても理論上含まれるものでございます。安定的な制度設計を考えた場合におきまして、Aの部分の者、かつ、住民基本台帳に記録されている者を対象として、住民投票を実施することが現実的であろうかと考えられるところでございます。

また、B、Dの部分の者につきましては、法人がその対象となるものでございます。

Cの部分の者につきましては、自然人が対象となるものでございます。

Cの部分の者を住民投票の対象とする場合、対象者の把握の方法、対象として含めた場合における対象者の把握方法に係る実効性の確保など、様々な検討が必要となるものでございます。Cの部分の者の把握につきましては、実務上、かなり難しいところであるとも考えられます。

住民投票につきましては、住民に対してその権利が保障されるのが一般的であると考えられるところでございますが、権利の対象者の範囲をどのように設定するのかについては、住民投票の性質等を踏まえて、具体的に決定する必要があるものでございますので、御議論いただければと思います。

なお、参考資料といたしまして、「苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈の第2条解説部分の抜粋」、また、関係法令といたしまして、「地方自治法第10条、公職選挙法第9条及び第21条」を添付してございますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第6につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

●東会長 はい、どうもありがとうございます。ただ今の事務局からの説明につきまして、何か御質問等がございましたら、御遠慮なくお願いいたします。

●東会長 何分色々複雑なところもあるとは思いますが、すぐ質問と申しましても、なかなかうまくいかないのかもしれませんが、いかがでしょうか。

●東会長 それでは、私の方から簡単に、今の御説明を要約するような形で質問のきっかけを作ればと思いますので、ちょっと発言させていただきます。

最初にA、B、C、Dと図を作っていたと思いますが、自治基本条例上の市民と地方自治法上の住民とに違いがある。地方自治法上の住民の方が、自治基本条例の住民より狭いということですね、概念的には。それで、苫小牧市に住所を有する者、ここのA、Bのところですね、ここのところが地方自治法上の住民と重なってくる。一方、苫小牧市自治基本条例上の市民ということになりますと、このA、B、C、Dの全てを含むということになるわけですね。そこで、更にいわゆる参政権を有する者ということになりますと、まあ、選挙権ですね。その場合、ABの内のAで、かつ、その中で住民基本台帳に登録されている者、そういうことになろうというところで、だいたい間違いございませんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そのようになろうかと思います。

●東会長 ですので、選挙権を有する者とするのが今回の住民投票条例における、一応、ここでは有権者と言いますが、有権者とその選挙権を有する者、ここを一致させるというのが一番狭い考え方になろうかと思います。

さらに、それよりも少し広げて、苫小牧市に住所を有して、また、住民基本台帳に登録されていて、年齢をどうするかというような問題はありますが、そもそも法人、これは参政権、選挙権については含まれていないと。自然人、いわゆる人ですね。我々ひと、生身の人がここでいう住民であるということです。ところが、自治基本条例の場合には、それよりも広いということで、苫小牧市に生活の本拠がなくても市内で働いている人、学んでいる人だったら、一応、法人を除外してもいいかと思いますが、そういうところまで含まれてくるということで。ここまで住民投票条例における有権者に含めるかどうかというところが問題になってくるということで、間違いはないでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そうです。

●東会長 ということなのですが、皆様の方で何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。福井さん、いかがでしょうか。

●福井副会長 質問というか、対象となる市民という考え方が難しくないかなとか、ちょっと説明して欲しいのですが、投票権の話ではないのですよね、対象となる市民というのは。今、ですから、何のことを皆さんで話し合えばいいのかというのが分かっているか、分かってないかということなのですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 最終的には投票権をどの範囲に設定するのかということになるのですけれども、それは、最終的に対象となる市民をどの範囲とするのかについては、投票権を含めた中での話になろうかと思います。

ただ、第6で項目立てをしているのは、自治基本条例の中では「市民」という定義をうたっており、なおかつ、市政の重要な課題に関する「市民の意思」を直接確認するという規定もあるわけで、理論上はCの部分あるいはDの部分についても権利を設定して投票をするべきではないかということも考え方としては成り立つわけでございます。

それで、そのCの部分Dの部分、Bの部分も含めてとってよいのかと思いますけれども、「法人」あるいは「市内で働き、又は学ぶ者」は市民であるけれども、住民投票の対象

とするのは技術的に難しいということもあるので、その部分について、権利の対象としないという整理をするということが自治基本条例の中における考えと整合性がとれるのかどうか、それが妥当であるのかということを含めて最終的に判断をしていただくことになろうかと思えます。対象となる市民の全てといっても、市民であっても例えば年齢要件であるとかその他の要件を設定した場合に、そういった者は当然含まれてこない形にはなりませんけれども、その議論は、次の（論点である）投票資格、あるいは年齢要件のところ担保される問題なのかなと思います。本稿の項立てとしては、市民と住民の違いについて、どの範囲で実際に制度を構築していく形になるのかということをお議論いただければという趣旨でございます。

●東会長 ありがとうございます。ということで、対象者というのは「論点整理」の1枚目の2行目にありますように、住民投票の権利の対象者ということで「対象となる市民」という表現が使われたというように考えてよろしいわけですね。

それで、住民投票条例の場合ですね、まあ、住民（が対象）であると。それで、ここで苫小牧市自治基本条例第6条が引用されておりまして、その文言の中で住民投票を行うことができる、そして、ここでは「住民投票」という言葉が使われているということです。自治基本条例の中で住民投票という言葉が使われているのですけれども、この住民（という言葉）がですね、自治基本条例の第2条でいう市民とは別であるという認識でもって、あえてここでは「市民投票」ではなくて「住民投票」と明確に区別されているのかどうかというところが、一つの自治基本条例との関係での問題点になるところかと思うんですが。その問題点があるがゆえにこの、市民と住民との概念をどこに絞りこむのかという問題が出てくるのではないかということですが、それで間違いないでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。そのようになります。

●東会長 自治基本条例で市民の定義をかなり広く設定しながら、この住民投票という言葉をもた一方では定めていると。これにつきまして、何か特に明確に区別されて、この自治基本条例が作られたのかどうかということについて、高野さん何か背景を御存知でしょうか。

●高野委員 当時、その「住民」と書いてある自治基本条例もたくさんあったと思うのですけれども、あえて「市民」にしたというのは、多分、その範囲を広げる、例えばここに書いてあるとおりに「働いている人」とかそういう人達も苫小牧市にいたり。あと、図書館とかのカード作ったりするのも、確か「働いている人」とか「学んでいる人」とかも確か作れたはずなんで。そういった背景もあって、当時としてはその辺まで広げてもまあ、問題ないんじゃないかと。ただ、実際に他の自治体の（住民投票条例）を見てみると、ここで書いているこのAとB、いわゆる「住民」という考えかたで（住民投票）条例を作ったというのがあったので、多分これは問題がないと思います。

東先生がおっしゃったのとあと、事務局からも出ていたとおり、後は整合性がとれるのかどうか、その一点に絞られてくるのではないのかなとは思っていますよね。

●東会長 ということで、自治基本条例の場合、市民の概念を広くしながら別に条例で定めるところにより住民投票を行うことができるとしています。ここで「住民投票」ということで「市民投票」という言葉を使わなかったのは、自治基本条例における市民よりも住民投票は、住民（に対して行うことが想定されているもの）であるということでしょうか。

苫小牧市においてですね、住民基本台帳に登録されている人であるというようなことを意識して、あえてここを区別したのかどうかという、その辺りの背景をですね（確認したいのですが）。

●福井副会長 区別をいたしました。

●東会長 そうですか。

●福井副会長 （自治基本条例を検討した時の）市民（の定義について）は、本当により広くと考えまして、まあ、ここ住んでいない人、土地だけあって全く違うところに住んでいる人についても「市民」というくくりでその時は考えました。それで、（自治基本条例の項目としての）住民投票の議論に入った時に、やはり「どのようにしたら（住民投票が）できるのだろう」、「そういう人も全部拾って（住民投票を）やれるのか」といったらちょっと無理だし、住んでいる人の権利のようなものも（当時の議論では）出てきていまして、住んでいる人とそこに住んでいない人とでは、やはりちゃんと差をつけるべきだということで、「住民投票」（という言葉については）、きちんと区別をしてあの時は議論をしております。

●東会長 そういたしますと、自治基本条例との整合性ということにつきましても自治基本条例の中では「住民投票」については明確に規定（整理）されているということですね。（自治基本条例における）住民投票（の項目）では、自治基本条例（の定義）でいうところの「市民」とは違う、いわゆる有権者を考えて明確に規定したものだと。ということで、今回、住民投票条例を検討するに当たっても、この住民の概念を自治基本条例の市民よりも狭めるということについては、もう、自治基本条例そのものがそういう認識で作られたと考えてよろしいわけですね。

そういたしますと、ここの論点に関しましては、住民投票における住民というのは、苫小牧市に生活の本拠がある者、まあ、法人については、理論上はあっても（住民投票の権利の対象者としては）除外されると思いますので、自然人であるということですね。

そして、投票権との関連では、選挙権を有する者に限定するのか、あるいは選挙権を有する者よりも広く考えるのか、つまり、年齢の点であるとか、あるいは永住資格を持った外国人含むのかという、次の論点に移行するということですね。

という辺りで整理しても、自治基本条例との関係では矛盾を生じないということによろしいのでしょうかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 選挙権のお話につきまして、東会長からお話が出されたのですが、今のお話というのはあくまでも住民基本台帳に記録されているとかですね、その要件についての選挙権ということですので、それ以外の年齢要件、あと、その後（の議論になりますが）、国籍要件等が含まればということになりますけれども、そこはまた、選挙権とは別の、つまり、（ここの項目での）この住民と市民との差異のところでの議論とは別の項目で整理するということになります。

●東会長 はい。

●高野委員 そうなると、自治基本条例の中にきちんと「住民」という言葉の説明を付けてあげないと、整合性がとれなくなるという可能性はありますよね。今の時点では「市民」

という説明は（ないのですから）。

○事務局（松岡市民自治推進課長） （市民についての）説明は付いているのですけれども、住民についての説明がないですね。

●高野委員 これについては、多分、自治基本条例を改正して、「住民」というのは住民投票条例の中で、多分、その要件（について）決めると思うので、（自治基本条例において）「別に住民投票条例で規定する」と（といった規定）か、どこかで言葉を加えてあげないと、整合性がとれなくなりますよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） その部分につきましては、（条例における）定義規定の中で「定義を打つものをどの範囲にするのか。」という問題があります。例えば法令（の中）であるとか、一般的に他において定義が相当程度固まっているものについて、特段規定を（条例の中に）置くのかということ、そこは、当然、規定を置かないという整理になるかと思えます。ですから、「住民」と言ったときに、「住民投票」という言葉は別に置いておきますが、「住民」という言葉を使ったときに、他の一般的といいますか、法令の中で「住民」と言ったときにどのような規定をされているのかということは、定義規定が仮に当該条例におきましてなかったとしても、それは何というのでしょうかね、明文ではないですけれども、一般的に「住民」として定義し得るということ、解釈し得るところだと考えられます。そのため、住民投票条例について「住民」に限るといような整理をしたときに、あえて、例えば第2条に住民の定義規定を置くというよう整理にはならないものと思えます。

●東会長 そういう意味で、地方自治法上の住民ということをここで最初に書かれているわけですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。地方自治法、憲法など、多分色々な法律があるとは思いますが、地方自治の根幹として定められている（地方自治法上の）住民の定義というのは、当然の前提であろうと考えられます。

そのため、当然の前提として「住民」とされているということについては、一定の合理性というか整合性があるものだと考えています。

●東会長 つまり、法令上の「住民」と違った定義を自治基本条例で（規定）するんだったら必要となるのだけども、そうでない場合は定義規定を置く必要はないと。言い換えれば、そういうことになりますね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです、はい。

●高野委員 優しさから言うと、書いてくれた方が何かうれしい気がするんですけども。「住民と市民の違いは何であるのか。」と、今、多分、普通の人に聴いても明確な答えが返ってこない。役所の職員とか、そういうことを勉強している人は、「違いはそうだよ。」とはっきり言うと思うんですけど、普通の人に説明しても難しい話だと思うので。言葉の説明としては、あったらうれしいかなという気がしないでもないかなと。

●福井副会長 （自治基本条例について議論した）最初（の頃）、定義のところ（について）

は、今（の自治基本条例第2条においては）、二項目ですけれども、（検討する前の最初の段階では）たくさんあって。

●高野委員 もっとありましたよね、最初の頃（の定義規定については）。

●福井副会長 たくさんあって、結局、今、東先生がおっしゃったとおり「よそ（他法令等）で定義されているものはいらない。」ということになって、結局、二つだけ残った。それは、懇話会メンバーの中では、やっぱり、法律に慣れてない人にとっては「これはおかしいのではないか。」といった話になったのですけれど、最後に福士先生が言ったのは「これは市民のため（の条例）でありながら、行政を縛るものですから。」という（話になり）、「行政の人間が分かればいいんです。」みたいな感じになって、ざっくりと削られちゃったかなという気はしましたね。

●会場の委員（笑い）

●高野委員 これについては、議論を深めていけば「住民」という言い方の中でも、多分、要件を18歳にするのかそれとも20歳にするのかとか、外国人を入れるとか入れないとかになったときは、いわゆる役所で言う「住民」というその文言だけでは解決できない部分が出てくるのかな。まあ、それは実際、住民投票条例を作るときには、多分、説明文として一本入るんだと思うんですけれども。それをまあ、自治基本条例とうまくリンクをさせてもらった方が、縛る意味でもいいのかなという気がするんですけどね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 本稿の論立ての部分は、観念的な話が非常に多いところで、具体的に投票をすることができる、投票権を行使することができるという表現でよいのかどうかというのはありますけれども、権利として行使するに当たっての（要件の）設定というのは、具体的には「住民投票条例の中における、投票権の資格要件」であったり、また、それが「実際に投票を実務として行っていく中での投票資格者名簿を作るに当たっての要件」の中で織り込まれてくる形になりますので、この（論点第6の）部分は、権利の対象となる者の前提となるのは住民なのだけでも、実際に権利行使、権利行使というか権利を、住民投票で実際に投票することができる人というのは、具体的には投票権あるいは投票資格者名簿の調製の部分に委ねられてくるのではないかと考えられるところです。

●江川委員 単純な疑問なのだけでも。今、単身赴任者とかがたくさんいる中でね、私たちの町内会においても、町内会の形で一生懸命に協力しているところなのだけでも、まあ、住所がない人たちというのもいる。ちょっと単純に思うのですが、現在のこういうかたちというか状況を見たときに、「市民」としてなのか「住民」としてなのか（どちらであるのか）という疑問が湧くのですけども。

なかなか奥が深いというか、理解しにくい部分ではありますね。

●東会長 今の御質問にあった「単身赴任者」なんていうのは、私もまさにそうなんですけども、ここで（の図の中の）どこ（の部分）に入るのかということ、難しい問題なんですけども、どれか一つに入るとは言えないような気がしまして。

●福井副会長 そうなのですか。

●東会長（私の場合、）実は、生活の本拠はAにはあるわけですけど、住民票はここではない。（また、）住民基本台帳には載っている（が生活の本拠がここにはない）、そういうケースもあるわけです。

そういったことは、別にしまして、まあ、ここでの4つのA、B、C、Dという区分で考えた時に、Aの区分の中で投票権をどこまで認めていくのかということにしていくとして、それは自治基本条例との整合性に欠けるところはないということについては、先ほどの御説明で十分尽くされたかなと思われま。

つまり、Aの中には外国人も含まれますし、外国人にもいろいろな外国人がいますけれどもね。それから、選挙権を有しない未成年者も含まれるということですね。とりあえず、このAの区分の中に含まれる人たちが、まず住民投票条例における対象者といいますか、そこになるということで考えて問題はないかどうか。

問題がなければ、また次の論点に移らせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

●会場の委員（異議なし）

●東会長 特に御異議がないということで、次の論点に移らせていただきます。

#### 【第7 外国人住民の投票資格及び請求資格】

●東会長 次に「第7 外国人住民の投票資格及び請求資格」ということをございます。最初に事務局の方から御説明をいただきたく思います。それではお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、「第7 外国人住民の投票資格及び請求資格」につきまして、御説明いたします。

外国人住民につきましては、市との関わりにおきまして、まちづくりに関係する存在であることから、市内に住所を有する外国人住民については、住民投票の権利の対象者とする考えがあるところをございます。

その一方で、外国人住民に対する住民投票の投票資格及び請求資格につきましては、参政権との関係など、別の視点からの検討も考えられるところをございます。

「1 外国人住民についての論点」をございますが、この論点は、外国人住民を含めて住民投票の権利の対象者とするのか、それとも、日本国民のみをその対象とするのかについてをございます。

地方自治法第10条の「住民」につきましては、国籍の如何を問うものではないことから、市町村の区域内に生活の本拠があれば住民となるものです。そのため、外国人住民に対しても住民投票の権利を保障すべきという考え方があります。

その一方で、永住外国人に対する地方公共団体の議員及び長の選挙権については、未だ法制化がされておらず、また、外国人に対する地方参政権の付与に関する平成7年の最高裁判決についても様々な評価がある中、住民投票の権利についてどのように考えるのかといったこともございます。

「2 外国人住民を住民投票の権利の対象者とした場合における外国人住民の範囲等」をございますが、この論点は、外国人住民を含めて投票資格者及び請求権者とした場合における「住民投票の権利の対象者とする外国人住民の範囲等」についての整理に関する項目をございます。

なお、外国人につきましては、新たな在留管理制度が導入され、外国人登録法の廃止、

住民基本台帳法の一部改正等が行われております。そのため、観光目的などの短期滞在者等を除いて適法に3か月を超えて在留する外国人であって、住所を有する者である外国人住民についても、基本的には住民基本台帳に登録されているものでございます。

「(1) 対象となる外国人住民の範囲」でございますが、住民基本台帳に登録される外国人住民の要件につきましては、住民基本台帳法第30条の45にその要件が規定されており、出入国管理及び難民認定法における「中長期在留者」、「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法における「特別永住者」であることが要件とされております。

外国人住民を住民投票の権利の対象者としている他市町村においては、中長期在留者のうち「永住者」の在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」について対象としている例が多いものでございますが、一部自治体におきましては、住民票が作成された日から引き続き一定年数を超えて住民基本台帳に登録されている者を対象としているケースもございます。

「(2) 外国人住民の年齢要件及び住所要件」でございますが、これにつきましては、日本人の場合と同様の年齢要件及び住所要件の整理でよいものと考えられます。

「(3) 外国人住民の投票資格者と請求権者」でございますが、これにつきましては、日本人の場合において「投票資格と請求資格の対象について同一である。」という整理をした場合、つまり、投票資格を有する者が住民投票の請求資格者でもあるとした場合において、これを外国人の場合に別の取扱いとする理由はないものと考えられ、日本人の場合と同様、同一の範囲とする整理でよろしいかと考えられます。

「(4) 外国人住民の投票資格者名簿への登録方法」につきましては、「地方公共団体の住民に関する事務として住民基本台帳から対象者を職権により抽出する方法」と、「対象者からの申請により把握する方法」との二つがあるものと考えられるところでございます。

この場合、外国人住民につきましては住民基本台帳に登録されていることから、住民基本台帳から対象者を抽出する方法に優位性があるものと考えられます。

なお、参考資料といたしまして、「選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件における平成7年2月の最高裁判決の判旨」、平成7年12月に本市の市議会が内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、自治大臣に提出した「定住外国人の地方参政権付与を求める要望意見書」、本市における平成24年10月31日現在の「在留資格区分別の住民基本台帳に登録されている外国人住民数」、「外国人住民の投票資格についての他市町村規定例」、関係法令といたしまして「住民基本台帳法第30条の45、出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条の3、別表第1、別表第2」、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条」を添付してございますので、併せて御確認をお願いいたします。

論点第7につきまして、事務局からの説明は、以上でございます。

●東会長 はい、どうもありがとうございます。色々と資料を付けていただいたので、これを参考にするだけでも大変ですが。今までの事務局の御説明に対しまして、何か御質問等はございますでしょうか。

●岡委員 あの、一つ質問なのですが、外国人住民を住民投票における対象者としている自治体の割合というのは、どの程度なのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 率としては集計していないのですね、はっきり

とした数字をお示しできないのですけれども、どちらかとして比較をした場合において、外国人住民に対しても住民投票の権利の対象としている常設型の（住民投票）条例の中では、外国人を対象としているケースが多いのは、事実であります。ただ、それについては全てというわけではないのですね、自治体の整理によっては日本人の住民に限り制度化しているという自治体もございます。

●東会長 今の点に関連いたしまして、永住者と特別永住者、これを区別しているような自治体の例というのはあるのでしょうか。特別永住者には投票権を与えているけれども、永住者までは（投票権を与えることを）含んでいないとか、あるいはその逆とか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、一般的に、「一般的に」という言葉が適切かというところはあると思いますが、一般永住者と特別永住者に対してセットで対象としている自治体が大半かと思います。プラスアルファで、一定の年数を要件として外国人の範囲の対象、つまり、投票の権利の対象としている自治体もあるというようなところかと思えます。ですから、例えば（一般永住者又は特別永住者の）片方だけ（対象として）入っているというのは、あまり事例としてはないところです。

○事務局（松岡市民自治推進課長） あることにはあります。1回目の会議の時も御覧になられたかと思いますが、常設型住民投票条例の項目別一覧表の中で、30程度の常設型の（条例が）あるところの一覧を見ると、1か所だけですね、（3年未満の）永住資格者を除いて（永住者と）特別永住者（を投票資格者）としている例があります。

●東会長 それはどこの自治体でしょうか。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 岩手県の奥州市が特別永住者（と3年以上の在留資格者、この3年以上の在留資格者の中には永住者も含まれていたということです）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 永住資格者（の範囲）には、一般永住者を含んでおりますので。

●東会長 そうですか、分かりました。それでは、永住者と特別永住者については、ほぼセットということですね。それで、永住者の方以外に滞在年数によって、永住者でない場合についても（住民投票の権利を）与える例もあるということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。適法に在留資格を有している者の中のうち、その一定の資格の者に加えて年数というような形かと思われませんが。

○事務局（松岡市民自治推進課長） あと、もう一つあるのですが、申請によって（投票資格者名簿に登録して対象に）入れるというケースが（あります）。先ほども説明しましたが、今は外国人登録というものがなくなって、（外国人住民についても）住民基本台帳の中に入るといことなので拾えますけれども、（外国人住民に対しまして）申請を求めるものもありますよね、自治体によっては。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今の説明の補足になりますが、外国人登録法、外国人登録原票が最終的に廃止されたのが今年の7月9日ということになりますので、それ

以前に常設型の住民投票条例を作った自治体においては、外国人データをどのように把握をするのかというのが最大の問題であったものと考えられます。

従前の外国人登録法におきましては、外国人登録原票を（自治体における）実際の事務において自由に個人情報として使用するというところまでを認める趣旨の法律ではなかったものですから、そこで、自治体は、いろいろな方策を考えて、その方策の中に「申請」というようなことを盛り込んだものと（、つまり）、申請という制度を使って把握をするということを考えたということは想像されるころだと思われまます。

●高野委員 話がちょっとずれるのかもしれませんが、外国人の、ちょっと私もよく分からないのですが、外国人については、今までは外国人登録とか（そのような制度の中で把握がされていて）、今、（そして）これからは住民基本台帳に載っていると思うんですけども、住民税の課税については外国人もなされているんですよね、基本的には。特別永住者はもちろん、絶対されていると思います。ずっと住んでいますから（課税が）されているんですよね。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 所得のある人には、全員課税されます。

●高野委員 所得のある人には全員かかっているのですよね。そうすると、そこでこう、チェックをしているような自治体って今までなかったのかな、課税の台帳から。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこはですね、自治体における個人情報保護条例ですとか、個人情報の整理をどのような設計にしているのかということに大きく委ねられるところかと思えます。地方自治体における個人情報保護制度については各自治体の条例で定めることになっておりますので、それぞれ千差万別なのが実態です。ただ、そうは言っても、標準となるものとして考えられるのは、国の機関を対象とした個人情報保護法（であって、これ）にほぼ横並びという（のが各自治体の状況です）。

●高野委員 個人情報保護法のコピーですからね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そのため、国法の解釈を使って（運用を）やっているというのが大半かと思えます。その中で、税のために収集した個人情報について、それでは他の目的のために自治体の中でどのように使ってもよいのかどうかというと、それを禁止している自治体が多数であろうかと思われまますので、その部分は目的外使用としてそれを使うことができるのかどうか、それを使うためにはどのような手続を踏まなければならないのかという、自治体の設計によるところかと思えます。

●高野委員 今は、住民基本台帳の法律に（より外国人住民が住民基本台帳に）載っているので、多分、そんなに面倒くさいことなく色々チェックはできると思うんですけども。例えばお金を払っている、税金を払っているのだったら住民投票の権利についても欲しいというのは、やっぱり、そういうように言う人も結構いると思います。例えば3年でもお金を払っていないのであれば駄目だよとか、1年以内でもお金を払っているのだったら、（住民投票をすることが）できるのじゃないかというのが実際にあるのかどうかというのはちょっと気にはなったのですけども。自分が見た感じでは（そのようなケースは）ないとは思っていたんですけども。（これまでは外国人登録原票の）使用ができなかったからということで、多分、今までそのようなケースはなかったんじゃないかという解釈なん

でしょうかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこは何ともいえないのですが、自治体の個人情報保護制度にもよるのですけれども、例えばそこに個人情報保護審査会のような常設の審査をする機関を設けて、そこで認めた場合については（個人情報を）使えるといった規定を（個人情報保護条例の中に）置いているような自治体であれば、そういうところでクリアをするということは理論上考えられるかとは思いますが。

ただ、税情報につきまして、そういう審議会に諮り、（住民投票の対象者としての）把握をしている自治体があるかどうかという質問に対しては、今、お答えできないので。

●高野委員 はい、分かりました。

●東会長 外国人である住民についてもいくつかの区分ができるということですね。それで、その外国人である住民を全て「投票資格なし」ということで整理したとすれば次の問題になるわけですけども、そのような整理とするのかしないのか。その（ような整理をした）上で、外国人住民の投票資格を認めるということであればその範囲をどこまでの外国人住民にするのかという（のが次の）問題ですよ。

●東会長 先ほど納税との関係が議論に出ましたけども、選挙権であれば、これはもう、選挙権と納税というのは全く切り離して考えなければいけないというのは、確立された考え方だと思うのです。それが今回、住民投票（の権利）、まあ、参政権的な性質を持っていますけども、選挙権ではないということ。投票権であるというように考えたら、外国人をここに入れても問題はないと。それで、法的な問題がなくても、そういうこと（外国人住民を権利の対象とすること）が妥当なのかどうかという議論なのかというように思います。

それで、その議論をする際に一つ参考になるのが、苫小牧市における外国人住民の数ですよ。中長期在留者とそれから特別永住者ですか、分けて把握して総数で449という数が示されております。

これはもう、年齢も一切関係なく、この数が把握されているわけですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そうです。

●東会長 ですから、仮に20歳以上とか18歳以上というふうに限定した場合、これよりも数は少なくなるということですか。

○事務局（今村市民自治推進課主任主事） そうです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 概算というか、大まかな数字なのですが、20歳未満で約40人弱とお考えいただければよろしいかと思います。

●東会長 そうしますと、大体400ということでしょうか。大雑把に言うと、400人くらいの、この投票資格を考える時に対象となる外国人住民がいらっしゃるということですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 つまり、一つの自治体の中でも、多数の外国人の住民がいるということであれば、これは住民投票を行うとすると問題となりうる可能性が高いんですね、大きな外国人のコミュニティを抱えているというところであれば。

これをどう考えるのかという問題は深刻だと思いますけども、そういう深刻さはないということですね、現在の人口を考えれば。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、お話のありました「参考資料7-3」の中の人数でございますけれども、「一般永住者」と呼ばれている部分の中長期在留者の内の別表第2の「永住者」の在留資格の部分で、在留期間が「無期限」と書かれている項目がございますけれども、ここの数値になりまして、72人ということになります。

それから、特別永住者については136人ですので、この二つについてはオーソドックスに入っているというか一般的に入っているとすれば、対象としては、200。それで、プラスアルファとして「定住者」や、一定の年数をどうするかということになれば、(対象者の数としては)それに上乗せということになります。ただ、最大値で考えても449、つまり、450というのが現時点における状況になるかと思えます。

●福井副会長 すいません、あの、(在留資格の)「日本人の配偶者」と「永住者の配偶者」と(あるのですが)、これは結婚して国籍がそのままという人ということなんですか。これは「定住者」とどうして区別しているのですか。

●東会長 在留資格を示しているということで考えればよろしいんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。法律どおりの説明になりますけども、「日本人の配偶者若しくは民法の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者」が取得する(在留)資格が「日本人の配偶者等」という在留資格になっているということになります。

「永住者の配偶者資格等」(の在留資格)につきましても、「永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者」ということになります。

●高野委員 問題はその、外国人の数は400人強、それくらいなので問題はないと思うのですが、そうであれば「外国人を住民投票の投票資格者の対象としましょう。」ということになったときに、あとは、3か月以上に行っているところとか、3年以上に行っているところとか、色々、要件ですか。それがあのですけれども、そこは、多分、ある程度の方向性を導いて出しておいた方がいいのかなと思うのです。ざっとこれを見ると、3年にしているところは、更新が3年の間に何回かあるからとあってそういう理由が書いてあったんですけども、3か月だと多分、我々の普通の選挙の時も住民票を置いて3か月後の選挙の時は投票できますよというシステムになっているから、多分、3か月というふうに書いてあるところが多かったみたいですが、他のその役所、いわゆる運用する側としては3か月の方がいいのか、それとも3年の方がいいのか。それは、どちらの方がいいという考えでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず3か月の要件ですけれども、これは、日本人住民と外国人住民の双方にかかってくる資格と考えていただければよろしいかと思いま

す。仮に住民基本台帳に記録され、又は届出がなされて3か月以上経過している場合について（の要件）は、それは住所要件と呼ばれるところかと思えます。

外国人の、その3年ですとか5年ですとか、また1年ですとかという規定につきましては、更に上乗せでそのような規定を設けているということになります。

それで、住所要件だけの3か月ということで外国人住民について投票権を与えている例は、あまりここだというのを見たことがないのですけれども。

ですから、それが例えば3年とか1年とかという要件を設けている考え方の中には、外国人の中には、日本にずっと住もうとか（そのような意思をもっている者もいるわけですね。もっとも）、住民基本台帳に記録されれば住所を有してはいるんですけども、長い間日本にいてという意思があるのかどうか、そういうものを含めて、日本に長くいるような意思を、一定程度の意思を持っている者に対して（住民投票の投票権を）与えれば足りるのではないかという考えで、多分、1年あるいは3年というような要件を持っている自治体はそういう理由（から）なのかなと考えています。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それで、3年という今お話がございましたが、3年というのは、在留資格が最長で3年だった時期がずっと長くてですね、今、5年に延長されたこともございますので、その時に（そのように設定している自治体が）それでは3年から5年にするのかどうかという議論がそれぞれの自治体の中であったのかなかったのかは分かりませんが、一般的に3年という設定については、年数を設けているものの中では比較的が多いので、それは多分、そういった状況下の中における3年だということで御理解をいただければと思います。

●高野委員 外国人についても対象としている自治体で、実際に住民投票を実施したというところってあるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 常設型での住民投票の実施については、確か、なかったと記憶しておりますが。

●高野委員 実際、どういう投票用紙になってるのかなと、ふと気になったのですよね。3年くらいあれば日本語を覚えるだろうという考え方に基づけば、日本語で書いてあれば分かるのではないかと思うんですけども。

例えば1年くらいで短期でしかない留学生とかだったら、そんな感じでいくでしょうから、そういう人達がもし対象要件になった時に、投票用紙が○×、後から多分出てくるとは思うのですが、複数選択性にするのか、イエスかノーか、○か×かの、その部分にもなるのかもしれないのですが、（投票用紙が）どういうふうに書いてるのかなと。どこまでそこを考えて3か月にしたとか1年にしたとか、その辺りが気になったのと、あと、普通の選挙で3か月そこに住民票、長く住むか住まないかは別としても住民票やっばり置いていないで単身赴任で置いている人いると思うんで、そういった時にそういう人もいついなくなるのか分かりませんが、そういった場合に（住民票が）置いてあったら、選挙（に）行けますよね、市議会（議員選挙）でも、市長（選挙）でも国政（選挙）でも何でもできるんですけども、外国人だけそれが1年置かなきゃできないとか、3年経ってないとできないってときに、文句が出ないのかなというのは、ちょっと気にはなるんですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、最初の御質問というか論点の部分ですが、実際に外国人を対象としたときに、外国人に対して一定程度の配慮をした形の住民投票の

実施をしていかないと、日本語が読めない方とかそういう方が対象になったときにどのような運用になるのかという御質問かと思いますが。

●高野委員 はい、そうです。今の多分想定されている、多分自治体で行う選挙と同じなんで、多分、町内会館とか小学校とか中学校とか投票会場になってとかって、多分、実際の運用規則みたいのができたときにそういう形になるんじゃないかなと思うんですけども。そこに英語がしゃべれる人がいるのかとか、書いている内容が分からないのをそれを読み上げてやって、○付けさせるのはどうなのか。よく、あの、施設のおじいちゃん、おばあちゃんとかで、よく見えないとか分からないとかいうので誘導したとか誘導しないとか、結構、問題になったりするのがよく聞くので、そういうので実際そうだったのかどうだったのかというのが。特定の、例えば市役所の「外国人しか投票に行けないよ」というような投票所を設けて、そこだったらきちんと対応できるとかいうのならいいんでしょうけど。そうすると公平じゃないじゃないかとか言う外国人も出てきたりしないのかなというふうにはちょっと思ったもんで。

●岡委員 例えば点字でなければ文字が読めないという方は、点訳が付いた投票用紙というのが別に用意されていますよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 選挙公報といいますか候補者名簿については、点字のものが用意されております。また、点字用の投票用紙というのもございます。ただ、それは投票内容（説明）について細かく書いていることを点字にしてあるわけではございませんので、その説明は口頭であったり、実際に点字投票を希望された方に対して個別に説明を行って、点字で投票しているというような形になるかと思えます。

●高野委員 それはどこの投票所でも対応可能なんでしょうか、実際、選挙になったときに。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 公職選挙法上、点字投票は認められておりますので、全部の投票所で対応が可能な状況です。

●岡委員 外国人の方を対象とする場合には、そういった点訳と同じように投票用紙を英訳して、そうして特別な投票用紙を置いておくという運用も可能ということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 基本的に公職選挙法（による選挙と住民投票条例による投票）とは別ですので、公職選挙法上の規定はかからないという前提でお話をしますと、（選挙との同日の実施ではなく、住民投票が）単体で行われた場合で考えていただければと思いますが。例えば外国人だけの投票所を確保するという事は、理論上は可能であろうかと思えます。どういう設計にするかということに委ねられますが。

ただ、他方で考えなければならぬのは、投票所を1か所に集約したときに、公職選挙法の中では、投票の秘密（保持）の観点から、1か所にするのがどうなのかということも考えられるわけで、そこは運用というか、（実施において）どういうつくりにしていくのか、外国人に対してどのような配慮を実際にしていくのか、実際に対象となる外国人の中にそのような方がいるとすれば、どこまで対応するのかということは、実施の中で考えていかなければならない課題かなと思えます。

例えば、英語だけ用意すればよいのかとかですね。中国語、ハングル、場合によっては

それ以外の言語の方の場合はどうするのか。そもそも、そういう人は何人いるのかですね。そういうようなところも絡んでくるかと思えます。最終的に、そこはその「(住民投票資格者としての) 外国人(住民)の範囲について、どのように設定するのか。」ということの後に、実際に不具合がないような運用というか、そういう中に委ねられてくるのではないかなと考えられるところでございます。

●東会長 選挙権というか投票の問題になるかと思うんですけども、複数の民族がいるような国ってありますよね。それで、公用語も複数の公用語が認められていると。そういう国においては、公用語として認められた言語による投票(というの)はあるかと思うんですけど、それ以外のものはないと思うんですね。ですので、外国人に参政権を認めるかどうかというときに、本当に外国人、何人(なにじん)ということなく認めるということで、全ての言語に配慮しなければならないというのは事実上無理な話なので、やはり、ある事柄について、判断し得る能力というのは、その国の公用語をある程度理解できる人じゃないと正確に判断できないわけですから、(住民投票の選択肢については)二者択一ということになるのでしょうかけれども、三択もあるかもしれませんけれども、そういったことの理解が難しいようであれば、本来、投票資格を認めるということが果たして妥当なのかどうかという議論があると思うんですが。その辺りはいかがなんでしょうかね。

●高野委員 データはないんですね、そう、(外国人住民を対象として投票について)やった(実施した)という。市町村合併とかで住民投票をよくやったじゃないですか、3、4年ぐらい前まで。そのときは、実際どうだったんでしょうかね。私もその専門じゃないんで分からないんですけども、結構、その時は中学生とか高校生くらいまで投票要件を下げているところって、テレビでもクローズアップされていたんですけども、そのときって、外国人の人というのは、含まれてたんですかね。地方自治法の条例に基づいての住民投票だったので、それは入ってなかったのですか。

○事務局(中村市民自治推進課主査) 地方自治法とか国の法律(市町村の合併の特例に関する法律等)により投票が実施される場合というのは、公職選挙法が準用されておりますので、外国人が入る要素というのは理論上ないということです。

(外国人を含めての投票についての実例が)あるとすれば、考えられるとすれば、個別型設置条例における住民投票又は常設型における条例の中で、外国人に対して権利の対象とした場合について、事例があるのかどうかということでしょうかね。

●高野委員 そうです。それを知りたいなというのがあります。まあ、少数意見だからいいんじゃないかという言い方だったのかもしれませんが。

●東会長 以前テレビで見ましたが中学生や高校生が投票している、あの自治体というのは山の中の村のような感じを受けましたので、おそらく外国人は居住していない所だったのでないかなという気がするんですけども。

●東会長 それと住民投票の場合は、ある恐らく一つ二つのことに対してイエスかノーかですので、何に対しての問いかっていうのは、投票所に行かなくても事前に分かるはずですよ。もし住民投票をやるとすれば、事前に何についての住民投票をやるのかというのが。それで、「賛成は1で反対は2です。」とかですね、そういうことは事前に告知されるということはないんでしょうかね。これまでの実施例でもし御存じであれば。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、今の御質問については、「外国人に対して」ということに限定しないということによろしいでしょうか。

●東会長 ええ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 当然、一般の選挙においては、例えば選挙公報であったりとか投票に関する情報であったりとかいうのが何らかの形で外に出て行くというのが他市町村の例かと思えます。それで、（選挙の場合と同じように）似たような制度をつくったときに、当然、これは第3回目の「第12 情報提供」の部分で出てくる議論ではあるのですけれども、そういったものを「制度として住民投票については設けるのか」とか、「市長が情報提供の義務を負うのか」とか、そのような形の議論の中で、どのような周知に対する設計、あるいは義務を課していくのかというようなことは、議論になろうかと思えます。そういう公報を作っている自治体もありますし、公報までは作っていないというような自治体もあります。

ただ、まあ、（住民投票を）実施するときに、「市が一切情報提供しない」という考え方は、なかなか採るのは難しいと思えますので、市長、実施者である市長は、何らかの形で情報提供に努めるということが、制度設計の中では想定されるのかなと考えられます。ただ、これは議論によりますのでということなのです。

●東会長 選挙の場合は、候補者の名前を自書するわけですけども、そうじゃなくて、選挙の場合でも外国では事前に、まあ、政党に投票する場合などですね、事前に政党名が投票用紙に記載されていて、同時に政党のトレードマークみたいなものがありますよね、それも同時に載っていて、文字の読めない人でもそのマーク見ればどの政党か分かってチェックするとか、順位付けするというのがあります。ですから、住民投票も一つか二つの項目について、賛否を問うということであれば、事前に「こういうことについての住民投票である」と。「賛成は1、反対は2である」という実際の投票用紙のモデルみたいなものが告知されれば、これはもう外国人であろうがなかろうが、あまり投票の困難はないのではないかと。特に別の言語で準備しなければいけないというのもないんじゃないかなと気がするんですけどね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 選挙公報におきましては、「投票に行ってください。」という啓発文書とともに、投票の方法について日本語ではございますけれども書かれているのが発行され、皆様のお手元にも多分、配布されているかと思えます。それと同じような周知というか、内容的に同じような周知というものは、当然していくのが適切ではないかと考えますけれども、当然、円滑に投票事務が進むような方策というのは考えていかなければならない課題かと思えます。

●福井副会長 あの、住民投票の性格上、やっぱりまちの大きな問題ですから、多少、言語が分からなくても、何らかの情報は、当然、本人には入りますよね。ですから、そこまでは考えなくてもいいのかと思えますけども。

それで、先ほど投票の仕方もほとんどがイエスかノーかということだと思えますので、そんなに深く考える必要はないかなと思えます。

●高野委員 何年以上とか、その要件だけですよ。

●福井副会長 そうですね。それで分かるかどうか分からないんですけども、今400数人いる中で、日本語の分からない方って、どのくらいいるんですかね。ほとんど居ないんじゃないかなって気がするんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そこは何ともお答えが難しいところかと思えますけれども。

○事務局（松岡市民自治推進課長） いることはいると思います。

●福井副会長 いますか。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 分からない方というか、日常生活でもなかなか大変な方もいるとは思いますが。ただ、そういう人達がどういう（住民投票条例における）設定をすることによって、そういう人が（投票資格者として）該当しないのか、また、（居住している期間の）長さを区切ることで、それがクリアされるのかということはあるかと思えますけれども。

一概に、全部の外国人の方と接しているわけではないですけども、本当に長い方だったら、ある程度、日本語を読めたりひらがなを読めたり漢字も書いたりということは、かなり（多いと思います）。（在留が）長い方は、基本的に生活している上では問題なく、不自由なくやっているとありますが、配偶者として来てなかなか交流できてないような方ですと、中にはそういう方もいるということは事実だと思います。少ないとは思いますが、いると思います。

●福井副会長 そうですよ。それで、配偶者なりがいるんですから、説明はしてくれるだろうし。

○事務局（松岡市民自治推進課長） そういう（者の）数って出てこないですものね。

●福井副会長 自治基本条例（における議論の中）で、実はこの話も出て（きていて）、最初は「外国人に投票権はいらないんじゃないか。」というのが（意見として）出たんですけども、その中で（苫小牧市にも）在日韓国人といった外国人などがいるじゃないですか。自分の子供の頃のこと考えたときに、趙（ちょう）さんとか、そういう名前の人って皆さん国籍が違いますからと言ったら、「ああ、それは投票権が必要ですよね。」と簡単に変わってしまったという記憶があるくらい、日本人になじんでいる方が圧倒的に多いような気がするんですよ。出稼ぎが多い浜松市のように、半分がブラジル人であるといったような、そのような所については、ちょっとよほど慎重に考えないといけないかなと思えますけれども、苫小牧ではどうなのかな。そこまで考えなくてもいいのかなという気はします。

●高野委員 そういうことであれば、3か月居住していればオッケーという感じになりますかね。それは、例えば日本人、いわゆる普通の住民も今のところ公職選挙法では3か月以上ですけど、別にそれは公職選挙法に縛られないというのであれば、「苫小牧市に住んで1年以上でないといけません。」というふうにも言うこともできると思うんで、じゃあ、それと一緒に合わせますかというのであれば、別に、1年でも、3年でも、半年でも、なんでもいいのかなという気はするんですよ。

ただ、そういうふうに言うと、「外国人だけ3か月ではないよ。」とかっていうと、それはちょっと不利なのかなと。それであつたら、「日本人もじゃあ半年にしましょう。」「1年にしましょう。」とかいうふうになってしまうと思うんで、その部分だけですよ、問題は。

●福井副会長 あの、実は友人にいますけども、同じように税金払っていて、同じように生活していて、選挙権がないがために、議員は言うことはきいてくれないし。何で同じことをやっていて僕らはこんな不利益を被っているんだろうというのがあったので。せめてこのくらいは一緒でもいいのかなという感じは受けてはいました。

●岡委員 ただ、まあ、年数を要件としているというのは、最高裁のあの投票する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者というのをちょっと意識したところもあるのかなと。外国人の方だけ3か月ではなくて、1年とか3年とか、長期の期間を有するというのは、先ほどお話があつたけれども、意思を反映させるという、その資格というか、そういうふうなつもりがあるというのを図るための要件としてあると思うので、日本人と完全に一緒の3か月でいいのかというのもまた、別の議論が必要じゃないのかなとは思っています。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、委員から御指摘があつた部分なのですけれども、他市の外国人を対象としている条例の中で、一定年数といった年数を決めている所はあるのですけれども、日本人の場合と同様の3か月の住所要件しか満たしていないという自治体は把握していないところでして、その意味では、外国人住民は住民ではあるのだけれども、年数については一定の考慮をしているというのが他自治体の条例の制定の考え方になろうかと思われまます。

ただそこは、まあ、やはり住民なのだという観点から引き付けて、全くそのような要件を設けないといった考え方もありますし、そうではないのだという考え方も、当然、成り立ち得るところかと思ひますので、他市の事例等、苫小牧市オリジナルということでも構わないかもしれませんが、御議論いただいてですね、最終的に決していただければと思います。

●東会長 3か月以上ということであれば、うちの大学なんか1年間の交換留学で来るような外国人もいますので、そういう外国人も含まれるということになりますよね。そういう人は日本に、苫小牧市にその後定住するかというと定住しないわけですし、やはり、そこで3か月以上ということであれば、あるいは1年でもひよっとしたら短過ぎるのかなという気がするんですね。

●東会長 そもそも、問題を元に戻しますけども、外国人、一定の外国人に投票権を認めるのか認めないのかということですね。まず、そこはどうなのでしょうかね。

長岡さん何か、いかがでしょうか。特に苫小牧に生まれ育つた人に、その辺りお話を聞きしたいところなんです。

●長岡委員 私個人としては認めていいんじゃないかと思うんですけども。やはり、その、今、さっきからおっしゃっていた日にちですとか年数ですとか、そういう長い目見てこの先どう変わっていくか分からない、その、例えばものすごい大人数が「ぼっ」と入つて来て「住民投票をやりますよ。」という時に請求をして権利を行使しようとしたときに、そ

の投票までの日にちですとかによっては、もしかしたら、ある程度、まとまって入ってきて何か行動を起こそうという可能性もなくもないと思いますので、一応、縛りは掛けた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

●東会長 今後、近い将来にですね、苫小牧に外国人が多数居住するというような、そういう可能性はないんですか。色々な別荘の開発だとか噂されていますけれど、外国人向けの。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今の議論というのは、例えば一定の政治目的なのかちょっと分かりませんが、一定の特定の目的を持って、例えば転入等をしてきた場合に対してどう考えるのかという部分が含まれているかと思います。外国人住民に対してもそうですが、日本人住民も同様の問題をはらんでいるところですね。日本人の場合は3か月というものが歯止めになっているのかどうかちょっと分かりませんが、3か月という（住所）要件を設けているのは、一定程度、地域に密着したとか密接な関係、密接の関係というのが適切かはちょっと分かりませんが、一定の期間を設けて住民基本台帳に記録されている者を対象として最終的に選挙が行われるということが（公職選挙法に）規定されているのは、事実としてあろうかと思います。

●江川委員 これ、反対に日本人がアメリカだとか韓国だとか中国に行った場合には、どのような形なんでしょうね。一番近いアメリカだとか、そういうところに日本人が行った場合にね、ここに何か規制があるんだろうかな。

●高野委員 外国人のひとつ、どれくらい、ずっといるのか。奥さんとか永住者の人とかは長く住むのかもしれないですけども。ビジネスで来ている人って、何人、何十人かいらっしゃるようですが。留学生なら1年とか、せいぜい居ても2年とか、頑張っても大学の4年間ですから。大体、どのくらいのスパンで出入りしているのかっていうのが、ある程度、分かればいいのかないかなという気がするんですけども。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 実際に、先ほどの「参考資料7-3」の一覧表の中でどのような在留資格で（外国人が）来ているのかが載っている項目で、「技術」だとか「宗教」の関係で来ているとか、その在留資格で入った人でも（それぞれの在留期間の）長さが分からない、この資料だけでは。実際にどれくらい居たのかというのが見えないんですよ。

●高野委員 これ（参考資料7-3）からは、データ取りできるようになるんでしょうか。

○中村 その部分は、データとしては押さえているのですがけれども、今回の資料においてですね、かなり表が複雑になってくることもございまして、分かりやすいところでの表示をさせていただきましたので、情報としては持っているところでございます。

●高野委員 特別永住者とかは、多分、これはもう動かない。数字としてはほとんど動かない。ずっと長く日本にこのままいるつもりなんだろうけれども、それ以外だと、留学生とか、多分、ずば抜けて101人と多いですから、これだと最高でも4、5年でしょうし。それ以外の教育とか、これは多分、ALTとか学校とかの関係で来るような方だと思うんですけども。

そういう人達って、どれくらいの頻度で日本に来て、何年くらい働いたらすぐ居なくなっちゃうとかっていうのがある程度分かったら、その、外国人が何年以上だったらいんじゃないというのがある程度目安として、数字として挙げられるのかなと思うのですけれども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、質問のありました留学に関しましては、1年の在留資格の者について12人、2年の留学という在留資格の者が89人でございます。あとは、これは商業目的の在留資格というのが「投資・経営」という区分がその区分で3人でございますが、これにつきましては1年間、3人とも1年間となっております。

●東会長 これは、あの、永住者の資格というのは、大体、何年以上在住してどのような要件を満たせば与えられるのでしょうかね。

○事務局（松岡市民自治推進課長） 多治見市のように3年とか区切りをつけると、かなり留学生がはじかれますし、ほとんどが永住者だとか特別永住者だけになってしまう。かなりそうですね。それプラス、配偶者とかが残ったりするくらいかなと。

●福井副会長 僕もそれでいいのかなって気もするんですけど。苫小牧市を考えると、転勤の割合がね、4割の人間が転勤をどんどんしていくとしたら、その根っこは、その住民投票するに値するというか、まちに対する思いというか責任感というか、そこを量るべきだと思ったときに、じゃあ、外国人（について）も（です）ね、日本人で転勤族（である人のように）「私は3年も居たらいなくなりますからどうでもいいです。」というのと比べると、そんなに変わらないかなと思ってしまうんですね。であれば、5年とかね、大学を頑張れば4年居れるので、5年とかって設定することも考えたこともありますけれども、だったらやっぱり1、2年くらいが妥当なところかなという気がしますが、先ほど言ったように、3か月だけという縛りは、確かにちょっと乱暴な気もしますけど。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 先ほどの永住資格の関係なのですが、何年以上（の在住）というのは、法律上明記はされていないのですけれども、手続としては、法務省令に定められている手続に従って、法務大臣に対して永住許可を申請することとなっております。それで、その申請があった場合、法務大臣は、素行が善良であること、かつ、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することという二つの要件を満たしている者の中から最終的に申請に対する永住許可をすることになります。ですから、一定程度の年数が多分あるのかとは思いますが、ちょっと具体的に何年というのは、ちょっとお示しできないところなのですが。

●東会長 どういうものが在留期間で、最高で5年という数字がありますので、5年を超えるような年数は必要じゃないかなと思ってはいますが、そう安々と与えられないのではないかと思います。ですので、先ほど福井さんや他の方がおっしゃったことに関係するんですけども、まあ、この苫小牧市ということに対するその人の心理的な関わりといいますかね、正に自分のまちだということで愛着を持って将来を考えていくような人とそうでない人がやはりいると思うのですよね。それで、まあ、選挙権が3か月以上ということですけども、逆にこの住民投票をですね、正にこの苫小牧に住んでいる住民が自分のまちとしてですね、「まちの将来を考えるんだ。」という強い気持ちがあれば、むしろその要件をより厳しくして、本当に苫小牧に生まれ育って、あるいは、そうでなく

ても苫小牧に来て、今後苫小牧に住んでいくんだという人に限定するという考えもあると思うんですけども。

●福井副会長　すごいですね、それは。

●東会長　それでなければ、苫小牧の人がもっと苫小牧に住む人をオープンに考えてですね、短期（の在留資格）の人であれ何であれ、その意見を反映してもらった方がいいんだという考えを持つんであったら、それはそれでまた一つの考えですし。

●高野委員　日本人も5年とかになるのでしょうか。

●福井副会長　なりますね。

●高野委員　（そうなれば、）ほとんどの人が要件から外れるということになったら、それはそれでまた大問題ですね。

●福井副会長　パイがやたら小さくなって、それが住民投票における住民の意思かということになるのかどうか。

○事務局（松岡市民自治推進課長）　これから長く住もうと思ってきた人まで外れてしまうことがありますよね。

●福井副会長　そうですね。

○事務局（松岡市民自治推進課長）　定住しようと思って、退職後にここに住むという人も外れてしまう。

●東会長　今の（意見）は極論ですけれども、心理的な関わりということをどう考えるかということですね。例えば4年なり5年であっても、留学生は、まあ、苫小牧に住んでいる人も中にはいますけども、ほとんどそうじゃないわけで。それで、それ以外の外国人の人もほとんど（その後住んで）いないということになりますよね。そうすると、国外に転勤するような人とはちょっと違うだろうと。そうとなると、外国人の場合、永住者、特別永住者に限定するというのも一つの考え方でですね、もちろんその、外国人を入れるかどうかという問題も、まずあるんですけども。

●東会長　まず、入口の部分ですね。外国人を含めるかどうかというところで、皆さんの御意見はいかがなんでしょうか。これまでの御意見を伺ってますと、（外国人を対象に）入れるということを前提に議論されているような感じを受けたのですが。

●福井副会長　僕は入れることで、はい。限りなく日本人に近い外国人がたくさんいるものですから、入れる方向でいいと思いますけども、はい。

●東会長　それでは、異論、異議がないということであれば、外国人の範囲をどこまでに設定するか。永住者、特別永住者で線引きするのか、あるいはそうじゃない在留者で一定の年数で線引きするのかということになるかと思うのですが。

まず、永住者、特別永住者に限って認めた方がいいという考えなのか、あるいはそれをもう少し広げた方がいいという考えなのか、その点いかがでしょうか。

●東会長 他の自治体の例ではどちらが多いのでしたっけ。大体、傾向は分かりますかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 自治体例で言いますと、感覚的な数字ですけども3割程度かと思います。外国人に対して（投票資格を）認めているところで、30%ないし40%、それくらいかなと思います。

●東会長 認める方がまだ少ないのですね、今のところは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね、一定の年数が（要件に）入っているのは少ないですね。

●東会長 外国人に投票資格、請求資格を認めて、永住者、特別永住者以外にまで（対象者を）含めているところというのは、これは少数ということでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、（外国人に対して投票資格を認めている自治体のうち）40%と言いましたが、自治体例でいうと、北広島市が3年、岩手県奥州市が3年以上の在留資格者、神奈川県川崎市も3年を超えての在留資格者、神奈川県大和市の3年を超えての在留資格者、ただ、大和市につきましては名簿への登録申請が必要だという要件にしているようです。それから、大阪府岸和田市の3年を超えての在留資格者、大阪府豊中市の3年を超えての在留資格者、こういったところが3年、一定の年数という要件を設けている自治体になります。

●江川委員 それぐらいの年数は必要なんだろうね。

●高野委員 試験に受からなきゃ駄目だとか、アメリカの歴史について問題が出て全部解けないと駄目だというのがあったので、これ、ちょっと登録の話がちらちら、3年以上でなくても名簿に登録しなきゃならないとか、高浜市とか何か所か見たらあったので、名簿に登録するってことは日本語で書いている文章を見て理解できるというふうに捉えることもできるのかなと思うんで、そういう3年以上にしてそういう要件を付けてあげるとかやればいいのかと気も、これを見て（したのですが）。まあ、若しくはその、本当に永住者と特別永住者だけに限ってという形になるのかなという気もするのですけれども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 先ほど御説明しました（外国人についての投票資格者）名簿に関して、登録の申請を要件として制度を設計した（自治体における制度設計の）理由の一つに、外国人登録法の問題があったということを説明させていただいたんですが、もう一点考えられることとしては、あくまでも申請、外国人住民に対しては申請を要件として、申請をしてきた者に対して名簿に登録するというような考えの下に、（外国人住民を）一律に権利の対象とするという設計としていないということも理論上は考えられるかと思います。

あとは、例えば永住者は申請はいらなくても、一定の年数を経過した者については申請を（必要と）する（という制度とした場合、このような制度）というのが制度的にどうなのかということもありますので、そうなれば、例えば全て申請ということ（に

なると思います)。ある外国人は、住基（住民基本台帳）による職権登録だけでも、ある外国人については申請を要件とするというのが制度としてどうなのかということについても、一部検討は必要かと思います。

●東会長 そうしますと、まああの、時間の関係もございますので今までの議論を整理しますと、外国人にも（住民投票の権利を）認めていくべきだということは、ほぼ皆さんの御意見のようですね。その際に、永住資格を持っている人、特別永住者、これは当然認めるべきだというお考えのようですね。それで、そうではない外国人について認めるという場合についても、まあ皆さん、はっきりおっしゃると大体3年くらいは在留していないと適切じゃないのかなというふうなお考えなのかなというふうに見えたのですが。そういうふうにもまとめてよろしいでしょうかね。

●東会長 あと、また次の問題としてですね、申請によってやるのか、あるいは職権ですすねピックアップするのかなという問題があるとは思いますが、そこのところはひとまず置いて、どの範囲で認めていくのかという議論ですが。

もう一度申しますと、外国人である住民についても認めると。外国人である住民の要件として、永住者、特別永住者、それから一定の年数以上、まあ一例として3年というような期間以上ですね在留者に対して付与してもかまわない、投票権を付与して構わない、請求資格を与えても構わないと。まあ、そういうような考えでしょうかね。あるいは、今、構わないと言いましたけれども、投票資格を認めるべきだ、請求資格を認めるべきだ、（表現の仕方は）どちらか分かりませんが。そういったような結論でしょうか。

●会場の委員 はい。

●東会長 じゃあ、そこまでで、この問題はひとまずまとめて、その後のことについては、また再度のところで検討するというところでよろしいでしょうか。

●会場の委員 はい。

●東会長 じゃあ、次にですね、「第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件」これにつきまして、事務局の方から御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

### 【第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件】

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件」につきまして、御説明いたします。

住民投票につきましては、その名称のとおり「住民が市長に対して住民投票を請求するもの」でございますが、これ以外にも、「議会からの請求」あるいは「市長が自らの判断により発議する」という場合を条例の中で規定している自治体もございます。本市におきまして、このような制度設計とするのか、また、そのような制度設計については、どのようにこれを整理するのかというのが本項の趣旨でございます。

また、住民からの請求による住民投票に要する署名数につきましては、住民規模や住民投票の性質、効果、住民投票の濫用防止の観点等を踏まえまして、決定する必要があるものでございます。

「1 議会からの請求による住民投票及び市長自らの発議による住民投票」につきましては、議会が住民投票を請求することや、市長が自ら住民投票を発議することについての検討でございます。

地方自治法上の論点といたしましては、議会及び長にはそれぞれ議案の提出権がありますが、これをどのように考えるのか。また、議会の議決を経て請求又は発議をするような仕組みとした場合について、地方自治法では、「この法律に特別の定めがある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決」することとされるところでございます。そのため、これ以外の議決について条例で設定する場合、法令面及び実務面からの検討が必要となるものでございます。総務省は、条例に基づく特別多数議決の設定については、消極の立場であると考えられます。

議会の議決によらない住民投票の請求又は発議につきましては多岐に渡ることから、その手法につきましては本件のレジュメにおいては掲載してございません。

また、議会からの請求を制度化している事例におきましては、議員の定数1/2分の1以上の賛成を経て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決することを請求の要件としているものがございます。市長については、特段の要件を課することなく、自ら住民投票を実施することができることとしている例もございます。

次のページでございますが、「条例に議会からの請求権や市長の発議権を設定する考え方」、「設定しない考え方」について掲載しております。設定する考え方としては、あらかじめ住民投票条例が制定されている場合、課題についてのみの議論により迅速に住民投票が実施できること。また、設定しない考え方といたしましては、議会及び市長については現行制度においても相当程度の権限や執行権を有していること、などが考えられるところでございます。

次に、「2 住民からの請求による住民投票に必要な署名数」につきましては、必要署名数としてどの程度の数を設定するのかについて御検討いただければと思います。署名数につきましては、「実際に収集が可能」であり、かつ、「濫用を防止することができる」といった観点から、署名数を設定する必要があると考えられます。

人口規模が小さい市では署名数を相対的に高く、人口規模が大きな市では署名数を相対的に低くする傾向が見られますが、これにつきましては、必ずしも相関関係があるとまでは言えないものと考えられます。

なお、参考資料といたしまして、「住民からの請求による住民投票に要する署名数についての他市町村規定例」、「本市において署名が添付されて市長に提出された請願、陳情、要望書等の状況」、関係法令といたしまして「地方自治法の関係条文を抜粋したもの」を添付してございますので、併せて御確認をお願いします。

論点第8につきましては、事務局の説明は、以上でございます。

●東会長 はい、ありがとうございます。今の御説明に対しまして、何か御質問ございませんでしょうか。

●福井副会長 すみません、この、署名とかのときって、年齢制限はないのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 署名は当然請求権者（となる者の要件を満たしていなければならない）ということになりますので、請求権のない者の署名というのはないということです。ですから、仮に18歳、あるいは20歳として投票権を設定した場合においては、これについては（署名をする権利が）ない形です。

●岡委員 すいません、1点質問があるのですが、他市町村の例の中で、投票資格者の対象者の範囲の広さ狭さ、あとは署名数の厳格さなどの関係というのはあるのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今回の御質問は、投票権者と請求権者の範囲がイコールなのかどうか、包含するのかどうかというような御質問でしょうか。

●岡委員 例えば、大和市は、相当、投票資格者をですね、外国人や年齢要件をととても広く設定しているんですけども、署名数というのが、3分の1以上の規定となっていると。岸和田市も若干、そういうところがあるかなと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 一応、前段の御説明の中でですね、人口との相関関係があるのかということ、相関関係は相当程度はあるのだけれども、必ずしも連動しているのかということ、そうではないということかと思えます。ですから、大和市の場合の3分の1という要件は、要件としては非常に高い要件を設定しているのだけれども、その背景は、第1回目の会議のところでも若干議論があったところかと思えますが、重要事項をどのように考えるのかということと連動して3分の1というような設定をしていることだと思います。ですから、署名数の最終的な決定というものは、その対象となる事項をどのように考えるのかということとも絡んでくる御議論かと思えますので、そこは御議論いただければと思います。

●岡委員 そこは総合的にということでしょうかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。例えば使いやすい制度ということ考えた場合は、署名要件を少なくするという事は考えられます。また、濫用防止、あるいは署名要件に対して「重要な案件である」ということをリンクをさせて考える大和市のような例であれば、多数の（署名数）ということになります。

●岡委員 若干、ちょっと気になったのが、例えば外国人の方にも広く投票資格を認めると、年齢も引き下げるとなると、その分だけ濫用防止の要請というのは高まってくるということで他の市町村も考えてのことだったのかなといったところが少し気になったものですか。

●福井副会長 いいですか、すみません。ここに挙げられた市の選挙の投票率とかというのは分かりますか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ちょっと、押さえているものがないので、そうですね、その部分は資料としてはございません。

●福井副会長 あの、以前、この会じゃないんですけども、「住民投票制度を考える会」か何かで出たやつで、（署名の）集めやすさとかってというのは、一概に3分の1だから、4分の1だからというのは割り切れなくて、苫小牧市ではどの辺りなんだろうと考えた時に、市長（選挙）の投票の時が、大体4万票でしたっけ。4万ですね、4万で市長になるのだから、そのくらい集まれば住民投票にかけるべき人数じゃないかと議論しました。それであれは、「何分の何だね」とか、そういう割り出し方をしたもんですから。各市でもすごい投票率が高いところもあれば低いところもあるので、住民の意識というのとも考えながらこ

ういうのを出しているんじゃないかなと思ったものですから。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 他市での議論を見たときに一般的に言われているようなことは、住民投票については個別の論点について簡単に、その、住民投票を実施するというようなことでは各自治体もないわけで、住民投票が実施されるに当たっては、一定程度の機運が盛り上がっている中での投票率ということになりますので、通常の選挙と比べた場合に、通常の選挙よりは高めの投票率になっているかと思われまます。それで、苫小牧市における投票率の状況ですけれども、第10の論点の方に添付させていただいたところでもありますけれども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 郵政（民営化が争点となった）選挙ですとか、かなり関心の高い国政選挙も近年（ありました。また）、政権交代があった選挙もございいますので、そういった中では、比較的、国政選挙であっても70%というような数字が出ているものはあります。

それから、市長選挙につきましては、平成15年までは統一地方選挙として市議会議員会選挙と同日に実施されていたのですが、平成18年の選挙から市長選挙は日程が離れる形になっておりますので、その関係で投票率が落ちているのかなと思われまます。ただ、（投票率が）50%を切っている選挙については、現時点ではないという形になります。

それで、市長選挙の投票率とか、投票数とかですよ。それが一つの参考にはなろうかなと思われまますけれども、絶対数としてどれくらいの数字（が必要）で、それを逆算したら何分の1になるのかということの設定する考えかたもあろうかと思われまますし、また、他市町村における規定例、あるいは拘束力を持っている国の法律に基づく直接請求による住民投票、合併特例法による住民投票の（署名数の）数字も参考になるかと思われまます。

●東会長 署名、数、割合について（議論として）出ていたのですが、それについては、福井さんのお話を聴くと、大体4分の1くらいになるんじゃないかな、苫小牧における場合。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 苫小牧市における具体的な数字になりますけれども、選挙権を有する者、つまり、選挙人名簿の50分の1、6分の1、3分の1という数につきましては、3分の1につきましては47,534人。6分の1につきましては23,767人。50分の1につきましては2,852人となります。これは、平成24年9月2日現在の選挙人名簿定時登録日現在の数字ということになります。

●東会長 先ほどおっしゃった4分の1と3分の1の間とすれば、まあ、（議会の）解散請求とかリコールの場合3分の1ですから、それと同じくらいの重みで考えるのか、若干、軽くするのかというのも一つ考え方としてはあるんじゃないかと思うんですけども。

つまり、解散請求にしてもリコールにしても、その後選挙が実施されるわけですね。それと同じような、選挙ではないけれども投票を行うということであれば、それに匹敵するような要件が望ましいのかなという気がするのですが。3分の1とするか、3分の1より下げて4分の1にするかという辺り、どうなのかなというところですよ。

それと、もう一つ、署名における要件でありますけれども、議会からの請求、それから長自らによる発議、それから今の住民からの請求、3つありますけれども、この3つ選択的に設定するという形でよろしいんじゃないかな、皆さんの考え方は。特に、議会からの請求と、長による発議については、言及がこれまででもありませんが、それも認めて、そ

の上で住民の請求についての署名の要件をどの辺りで設定するかというふうにお考えなのかということなんですが、その辺りいかがでしょう。

●高野委員 投票資格者、いわゆる市民だけ、住民だけがこう、発議できるということに限定する所は意外と小数派なのかなと思います。ほとんどの自治体は、議会と市長の両方とも住民投票条例にのっとってできるというふうに記載されているようですね。

●高野委員 変なものを作られるということも考えられないわけではないので、首長、議会も条例の発議権ありますから、あまり変なもの作られて、市民が使う条例を違うものができたらというのも困るので、多分、両方ともできるというふうにしているんじゃないのかなとは思いますが。

●東会長 議会からの要求やこういうテーマを与える必要があるとか、あるいは議会と長との間で一定の対立がある、そういった例について、住民投票に訴えて、住民の意思を聴いた上で、次の決定の参考にするという考え方がありますよね。そういう意味で、議会と長とですね、住民投票の請求の発議権を認めるという考え方はあっていいかなと思いますし。まあ、実際に他の自治体においては、そういうふうになっているわけですね、多いですね。それで、一つ資料で気になったのは、「≪条例に議会からの請求権や市長の発議権を設定しない考え方≫」の一番最後の項目でですね、「間接民主制を補完する住民投票制度である場合、議会や市長は一定の意思決定権を有しており、権力の濫用を防止する観点から、住民からの請求に限定することが望ましい。」とあります。これは、あの、「権力の濫用防止」という言葉があるんですが、議会や市長は一定の意思決定の権限を持っているということでの濫用防止っていうことで、具体的に濫用とはどのようなことが想定されているのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 表現として「権力の濫用」という言葉が適切であったかどうかという問題はありますが、市長は現行の地方自治法制度におきましても予算の執行権ですとか、あるいは条例の提案権というものが認められております。また、議会についても、条例の提出権、あるいは議案の提出権、条例の提出権ですけれども、一定の議案を提出する権限を現状として持っている中で、それを行使すれば住民投票の条例案というものを提出することは理論上可能である中で、あえて規定として上乗せをした場合に、それ（議会や市長）が権力が更なる強くなるということは考えられないだろうかということが（考えられますが）、それが「権力の濫用の防止」という表現が適切であったかどうかという問題はありますけれども、そのような趣旨の意見ということになります。

●東会長 つまり、議会や市長の権限を拡大するということですか、これは。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね、権限が拡大される形になるのが、チェックアンドバランスの中におけるバランスを崩すことにはなるのではないかとすることは、可能性としてはあるのではないかとことです。

●東会長 バランスというのは、どことどこかのバランスですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 市民、住民に対して、議会あるいは市長の権限が、市民に対して、住民に対して広がる形になるということです。

●高野委員 もしかすると、議会は結構「定数の12分の1」とか書いてあるけども、首長になると「自らが実施」と書いてあると。議会と対立したときに、今までなら解散するとかというところも何回か見たことありますけども、そうじゃなくで、じゃあ、これ、「もう、判断できない。僕もう判断できませんから、じゃあ住民投票しましょう。」というのを市民限定にすると3分の1だったり、何分の1という署名を集めてこなければならぬけども、首長だったら自ら実施可能ということは、きっと多分、自分の意思で「この条例に基づいて住民投票します。」といったときに、多分、何回もできるという意味での権利の濫用ということじゃないかな。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。住民投票というツールが用意されていなかった場合において、どのような権限の行使が可能なのかという、一定程度の権限というものは既に地方自治法上あるわけで、それに上乘せをして住民投票の権限というか、請求権というか、発議権というのかを設定することが妥当であるのかどうかということになります。

●高野委員 市民は名簿を集めて、名簿を作って、集めてこないとできないけども、首長だけ簡単にできるという、確かに判断できないような内容になったり、判断に困ったとき乱発しようと思えばできるというのは確かに制度上考えられるのかなと、今ちょっと、中身を僕が読んでいってふと思ったんで。

そういうことを考えれば、市民は一生懸命名簿を持って集めてきてるんだったら、「そういうのを与えないべきだ。それが嫌なら自分たちで、議会市長が対立したのであったら解散すれば、議会解散させるとか、市長自身が辞めるとか、そういった制度で処理すればいいんじゃないの。」ということは、確かに現行法上普通にできる話なんで、そういう関係で多分、こういう書き方も考えられるなと私も読んでいて思っていたんですけど。

●東会長 今のような権限の拡大ということでは、住民投票の場合、最終的に住民の意思が表明されるわけですから、住民の意思が表明される場が増えるわけですね。ですから、権力濫用の防止という観点で考えるんだったら、議会からの請求がない状態で、首長だけに発議権を認めた場合、その議会と首長との対等のバランスが変化すると。それで、首長の専権事項として、（これはまあ）住民による（住民投票の）請求もあるという前提ですが、議会を飛び越えて住民に直接訴えて市長が一方的に（住民による）裁定に持ち込むと。これは、議会の条例制定権を侵すものでまずいという議論だったら分からないでもないんですが、ちょっとここはひっかかったところです。

●福井副会長 何か、権限が拡大しているというイメージはないですね。

●東会長 ですので、議会からの請求と市長における発議、これを両方認めて、住民による請求も当然あると。これが選択的であればですね、特に問題ないかなと気がしています。

○事務局（松岡市民自治推進課長） あと一つ、変わったところでは、市長発議のところでは議会にかけるとしているところが。多治見市なんですけれども、市長は即（住民投票の発議を）決定してできるということではなくて、議会に諮る、市長発議だけれども議会にかけるという項目を、議会にかけるとをプラスして条例制定したという例があります

ね。

●高野委員 そうなのってありますよね、川崎市とかも（そうですね）。

○事務局（松岡市民自治推進課長） それで、さっきの「何分の1」とかでも同じ「何分の1」、「10分の1」だけれども、川崎市の場合にはそこで議会にかける場合と「10分の1」でも（議会に）かけないでできる（場合）と（あります）。この「何分の1」というのでも、議会にその後諮るかどうかということも含んで、「何分の1」とかというのを検討していただくことになると思います。

●東会長 時間の関係もございますので、既に定刻を過ぎているわけで、予定したところまで進んでいないわけですが、この「論点第8」までですね、一応、今日のまとめということで、今までの議論を整理したいと思うんですが。

住民投票の請求者、発議権者及び署名要件について、議会からの請求による住民投票、市長自ら発議による住民投票、それから住民からの請求による住民投票、これ（については）いずれも、可とすると、それで、その中で要件をどう設定するのかという問題だと。市長自らの発議というものであっても、市長だけで決定できるのか、議会の関与があるのかどうか。住民からの請求についても議会の、市長からの関与があるのかどうか。そういう細かな点はまずあるかと思いますが、この3つの形による請求、発議を可能とするということに関しては、御異論ない。

次に、住民からの請求による場合、請求の要件といたしまして、投票資格者のどの程度の署名が必要であるのかということについては、3分の1から4分の1、その程度を必要とすべきかという議論であるというふうに伺いましたが、それで問題ないでしょうか。まあその、3分の1にするか4分の1にするかというのは、また、実際に制度を作る時に考えていただくことであって、この場としましては3分の1から4分の1というようなところが望ましいのではないかというまとめでいかがでしょうか。

●東会長 特に御異論ございませぬか。では、そのようなまとめにさせていただきます、予定された第9、第10（の論点）とあるわけですが、最終的につじつま合わせということで、今日は論点第8までにして、それぞれみんな理解が深まってきておりますんで、今後、またスピードアップも可能かと思っておりますんで、逆にまた議論が複雑多岐に渡るということも考えられるかと思いますが、本日のところは論点第8までということで、最終的なところをにらみながら、次回以降、司会を心掛けて、本日はこれで終了させていただきたいと思っております。

## （2） その他

●東会長 次に、「その他」で次の日程を決めなければならないのですが、事務局の方で何か案がございましたらお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課主査）

事務局といたしましては、次回開催について、12月18日火曜日、19日水曜日、20日木曜日辺りで調整を図りたいと考えておりますが、皆様の御支障がなければ12月19日の水曜日の同時間で開催を進めさせていただきたいと考えておりますが、委員の皆様方の御予定の方はいかがでしょうか。

●東会長 ということですがいかがでしょうか。12月19日水曜日を中心として、前日18日の火曜日か、あるいは翌日20日木曜日かということですが、19日の水曜日で特に支障がなければ、そこで決めさせていただきたいのですが。皆様の御都合はいかがでしょうか。

●会場の委員 （支障なしの声）

●東会長 時間も6時半ということでもよろしいでしょうか。

●会場の委員 はい。

●東会長 それでは、次回12月19日の水曜日6時半からということで、設定の方をお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●東会長 ではこれで会議の方終了させていただきたいと思います。どうも皆さん、お疲れ様でした。

### 3 閉会